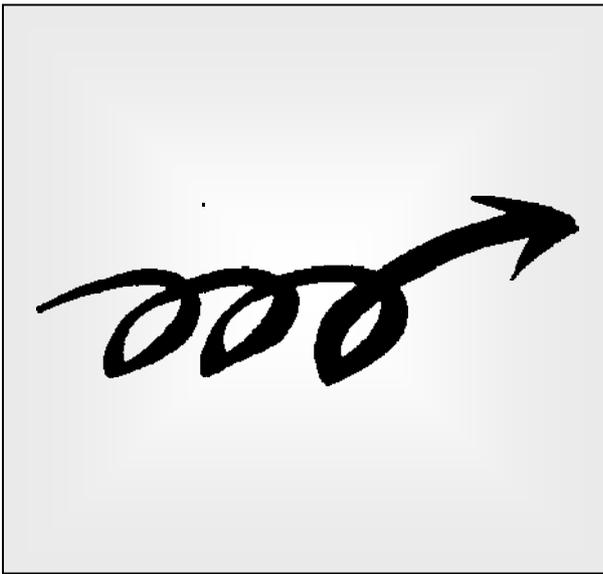


令和7年度

豊田市区長会 第3回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、「人づくり・まちづくり・幸せづくり」をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和7年5月28日（水） 午後2時から

場 所 豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

次 第

【司会 辻副会長／場所 市役所南庁舎5階 南51会議室】

1 豊田市民の誓い唱和

倉橋会計

2 会長 挨拶

3 豊田警察署 報告・説明

ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について		別紙
	報告内容	・別紙のとおりです。	
2	警察署と地区区長会との連携について		別紙
	依頼内容	・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。	

4 区長会 報告・確認・協議事項

ページ

1	役員会・総務委員会合同研修会について		1
	報告内容	・別紙のとおりです。	
2	豊田市区長会総会の開催結果について		2
	報告内容	・別紙のとおりです。	
3	回覧板の作製について		3
	報告内容	・別紙のとおりです。	
4	地区区長会運営費及び費用弁償の支払いについて		別紙
	報告内容	別紙のとおりです。	

5 共済会運営委員会 報告事項

ページ

1	今期見舞金の支給状況について		5
	報告内容	・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。	

6 豊田市等からの依頼・情報提供事項

資料
番号

1	豊田市身障協会福祉事業回覧のお願い	豊田市身障協会	1
	<p>依頼内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身障協会福祉事業回覧にご協力をお願いします。 ・回覧文書等は担当者が直接自治区へ持参します。 <p>【連絡先】豊田市身障協会（電話：31-2941）</p>		
2	とよた市民福祉大学（第10期）について	社会福祉協議会	2
	<p>報告内容</p> <p>受講者が決定したため、別表のとおり報告します。</p> <p>【連絡先】豊田市社会福祉協議会 共生推進課（電話：31-1294） ※日・月曜および祝日は休業です。</p>		
3	人権擁護委員候補者の推薦について	市民相談課	3
	<p>依頼内容</p> <p>人権擁護委員候補者の地元推薦について、該当の地区区長会長にご協力をお願いいたします。</p> <p>【連絡先】市民相談課（電話：34-6626 FAX：31-8252）</p>	—	
4	愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等の推薦について	交通安全防犯課	4
	<p>依頼内容</p> <p>推薦書を記入し、地区区長会長へ提出してください。 （地区ごと個人1名、団体1つ以内）</p> <p>【推薦期限】 区長から地区区長会長へ…地区区長会長が定めた日まで 地区区長会長から交通安全防犯課へ…8月27日（水）まで</p> <p>【表彰式】 愛知県 令和8年1月21日（水）予定 豊田市 令和8年1月31日（土）予定</p> <p>【連絡先】豊田市交通安全市民会議（交通安全防犯課内） 電話：34-6633/FAX：32-3794</p>		

7 6月区長便のお知らせ . . . 6

8 意見交換

区長会として市に要望したいこと、自治区運営で困っていて他自治区に聞きたいこと

9 その他

(1) 第32回 豊田市区長会ゴルフコンペについて 別紙

(2) 木下大サーカスの公演について 別紙

【第4回役員会】 6月25日(水) 14:00～ 市役所南庁舎5階 南51会議室

●区長会役員会・総務委員会合同視察研修会について

日 程 7月17日(木)
集合時間 7月17日(木) 8:15(予定) ※別途、正式に通知します。
解散時間 7月17日(木) 17:00ごろ
集合解散場所 スカイホール駐車場(P5)

＝視察先＝

・大野木長寿村まちづくり会

高齢者の困りごと支援(修理、草刈り、相談)、付き添い支援サービスや移動売店など、集落の課題解決に取り組んでいる。活動内容の説明を聞き、情報交換、現地訪問等を実施する予定。

＝主な行程＝(現在調整中)

7月17日 (木)	8時30分	スカイホール駐車場発
	10時30分～ 11時45分	大野木長寿村まちづくり会【視察】
	12時30分～ 14時45分	昼食・長浜市内(黒壁スクエア)散策
	17時00分	スカイホール到着・解散

※研修参加費 **3,000円**を、当日いただきます。

※別途、正式な案内文書としおりを送付します(出席者のみ)。

※**出欠確認票を、6月10日(火)までに**ご提出ください。(できるだけ速やかにご提出いただけますと幸いです。)

豊田市では、ネクタイを外して、ジャケットを脱ぐ「**夏季の軽装(クールビズ)**」を推進しています。当日は、ノーネクタイ、ノー上着など、軽装でお越しくください。

【問合せ先】 豊田市区長会事務局(豊田市役所地域交流課内)中山・田中
電話 34-6629 FAX 35-4745

令和7年度 豊田市区長会総会の開催結果について

- 1 日 時 令和7年5月10日（土） 10時30分～11時45分
- 2 会 場 豊田市民文化会館 小ホール
- 3 出席状況 会員総数298名中 270名
（出席者174名、委任状96名）
- 4 来 賓 豊田市長 太田 稔彦 様
豊田市議会議長 羽根田 利明 様
豊田警察署長 木村 紀夫 様
足助警察署長 馬場 信幸 様
社会福祉協議会会長 安田 明弘 様
- 5 議 事 (1) 議長の選出 美里地区 御立自治区 北村 猛志 区長
(2) 議案の審議結果
第1号議案～第9号議案まで原案どおり承認
- 6 質 問 等 なし

区長会役員 各位

回覧板の作製について

このことについて、下記のとおり作製を予定しておりますのでお含みおきください。

記

- 1 作製数 3,200枚
(令和7年度市内回覧数×1/4(3,174枚)+予備)
※各自治区には回覧数の1/4数を配付します。

2 スケジュール(案)

時期	実施内容
7月	契約
9～10月	各支所に納品後、各自治区へ配付

- 3 配布方法
- ・作製した回覧板は地区ごとに分け、各支所に納品
 - ・各支所担当者と地区区長会にて相談の上、各自治区へ配付
- 4 その他
- ・令和元年度に役員会で検討され、共済会予算で対応できる「各自治区回覧数×1/2」を毎年度作製・配付(組長袋作製年度(5年に一度)を除く)することとしていましたが、返却いただくことも多いため、配布数を見直し、本年度は「各自治区回覧数×1/4」を配布します。
 - ・原則、年度内における追加の配付はありません。回覧数の増加等、追加配付の必要が生じた場合のみ、支所または事務局に御相談ください。

【参考】<豊田市区長会共済会会則>16条4項

- 4 余剰金については、住民自治の振興による会員の福利厚生に活用できるものとする。ただし、この場合の限度額は原則として毎年度の会費収入見込額の1/4以内とし、それを上回る場合は準備金会計に積み立てることができる。

令和7年度会費額 14,656,900円の4分の1⇒3,664,225円

組長袋 9,000枚：3,158,100円(R3実績・消費税込)

回覧板 5,620冊：3,146,638円(R6実績・消費税込)

令和7年6月10日

〇〇自治区長
〇〇 〇〇 様

回覧板の配付について（御報告）

各自治区で活用されている回覧板について、下記のとおり配付してまいりますので、お含みおきください。

記

1 配付方法

各自治区に回覧数の約1/4を配付します。
（自治区内の回覧数が増えたときのみ、追加で配付します。）

2 配付予定数

貴自治区には令和7年度 冊の回覧板を配付予定です。

3 スケジュール（予定）

時期	実施内容
7月～	作製
9月～10月	各支所に納品後、各自治区へ配付

※配付方法は、各支所担当者から相談させていただきます。

※スケジュール等に変更があった場合は、支所を通して御連絡します。

《連絡先》

豊田市区長会事務局
（豊田市役所地域交流課内）

Tel 34-6629

Fax 35-4745

第3回 運営委員会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
5月1日～5月31日	3	64,000	2	442,000
4月1日～5月31日	3	64,000	5	508,600
1件あたりの平均支給額	—	21,333	—	84,767

2 5月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額（円）	行事名等	傷害の内容等	発生状況
1	椿立	24,000	道路愛護活動	左第2.3中足骨骨折	路肩の除草作業中、側溝の落ち葉等を取り除いている時に側溝内で足を強打し負傷
2	高美町	34,000	事務員の日常事務	仙骨骨折	購入したコピー用紙を車へ積み際に、車輪止めに足を引っかけて後ろに転倒し負傷
3	平山	6,000	カーシェアリング事業	打撲（右足甲）	駐車場の表示板を製作中、電動工具が作業台から落下し足を負傷

3 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
5月1日～5月31日	0	0	0	0
4月1日～5月31日	0	0	0	0

《自治区活動事故報告書について》

- * 「事故報告書(損害補償金用)」(様式第2号)と写真(破損個所と車のナンバー入り)・見積・車検証のコピー・管理下中事故証明書を添えてすみやかに提出してください。

《共済会事故報告書について》

- * 「事故報告書」(様式第2号)は、原則として事故発生後5日以内に提出してください。
- * 疾病、内疾患(熱中症・貧血・立ち眩み等)が原因でお怪我をされても、対象となりません。
- * 日にちが経ってから病院へ行かれても、行事とケガの因果関係が分らなくなるため、原則認められなくなってしまいます。(提出が遅れた場合も同じです)

環境美化等での草刈り機を使用する場合は、周囲の人や車などから、15m以上離れ、物損事故や人身事故が起きないように十分注意して作業をしてください。また、暑い時期での作業は、飲み物を各自で用意をして水分補給をするよう注意を促し、適宜休憩をとりながら実施してください。

6 月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

No.	文 書 名	担当課	電話	種類	送付先
1	「夏の交通安全市民運動」実施他	交通安全防犯課	34-6633	配付	全自治区
2	豊田市区長会総会の開催結果	豊田市区長会	34-6629	配付	全自治区
3	令和7年度豊田市区長会・豊田市区長会共済会会費の領収書	豊田市区長会	34-6629	配付	全自治区
4	回覧板の配付	豊田市区長会	34-6629	配付	全自治区
5	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	31-1294	配付 又は 回覧	旧市内自治区
6	令和7年度全国一斉情報伝達訓練の実施	防災対策課	34-6750	通知	全自治区
7	とよた市民福祉大学(第10期)の報告 (ファイルに同封)	社会福祉協議会	31-1294	通知	関係自治区
8	令和7年度 道路・河川愛護作業報告書	道路維持課 河川課	34-6645 34-6672	依頼	全自治区
9	愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等の推薦	交通安全防犯課	34-6633	依頼	全自治区
10	特殊詐欺被害防止機器購入費補助金制度チラシ	交通安全防犯課	34-6633	回覧	全自治区

※区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますのでご協力ください。

- ・ 区長便の空袋は、区長便箱へ入れておいていただくか、お近くの支所へお渡しください。
- ・ 区長便袋には、送付文書を残さず、必ず空にしてください。
(提出物などを入れないようにお願いします。)

※回覧数等の変更・訂正がある場合は、支所・地域交流課へご連絡ください。

【地域交流課】 電 話：(0565) 34-6629 F A X：(0565) 35-4745
メール：chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp

Memo



「人づくり・まちづくり・幸せづくり」

A series of horizontal dashed lines for writing.



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、
輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、
明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

- 1 緑をはぐくみ、川を大切に、
豊かな自然を愛しましょう。
- 1 スポーツに親しみ、教養を高めて、
文化の向上につとめましょう。
- 1 元気で働き、若い力をそだてて、
幸せな家庭をつくりましょう。
- 1 互いに助けあい、心の輪をひろげて、
あたたかい町をつくりましょう。
- 1 いのちを尊び、きまりを守って、
住みよい社会をつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。



令和7年

地域安全情報

6

June



不法就労・不法滞在防止にご協力を!

不法残留等の不法滞在者に対して不法就労をあっせんする**ブローカー**や就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。
警察では、このようなブローカーや悪質な事業主の取締りを強化しています。

事業主の皆様へ

外国人を雇用するときは、

- **在留資格**
- **在留期間**
- **就労制限の有無**
- **資格外活動の許可の有無・許可された活動内容**



日本に滞在する外国人には、**身分証**の携帯義務があります
※出入国管理及び難民認定法第23条

を必ず確認してください

在留カードやパスポートなどの**実物**を見て確認しましょう
不法就労者だと知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば、**事業主も処罰の対象となります**



豊田署管内で死亡事故が2件発生!

豊田署管内では、4~5月中に計2件の交通死亡事故が発生しました。

①クルマ×歩行者 ※4/29(火)夜・みよし市明知町

ドライバーの方は **ハイビーム** を活用して歩行者の有無を確認しましょう
歩行者の方は 夜間は **明るい服装** と **反射材** の着用を!



②バイク単独 ※5/13(火)昼・豊田市藤岡飯野町

ライダーの方は 疲れを感じる前に
早めに・こまめに **休憩** をとるように心がけましょう



豊田警察署HP →
地域安全情報などを
掲載しています



愛知県警 採用HP →
警察官・警察職員の
採用情報は こちらから



愛知県豊田警察署



地域安全対策ニュース

NO. 24



愛知県警察本部
生活安全総務課



5月26日に戸籍法が改正され、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載する予定の氏名のフリガナが通知されます。それに乗じた**詐欺に注意**してください。

例えば。○○○

RRR



こちらは**○○市役所**です。フリガナの届出に手数料が必要です。○万円を振り込んでください。

フリガナの届出をしないと**罰金**を払わないといけません。通知したフリガナが誤っていれば、**手数料**が必要です。

全て**詐欺**です！



対策

フリガナの届出で法務省や市区町村は金銭を支払うように要求することはありません

1 **届出に手数料はかかりません**

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る必要がありますが、手数料はかかりません

2 **届出しなくても罰則はありません**

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます

※不審に思ったら、最寄りの警察署、各市区町村窓口等に相談してください。



6月豊田市地区区長会日程表

番号	自治区	開催日	曜日	時間	場所	交番・駐在	係	役	運営担当者	出席予定者
1	崇化館	6月11日	水	13:30	交流館	豊田市駅前	2	補	柴山 誠	左同
2	梅坪台	6月10日	火	17:00	交流館	梅坪	1	長	安藤 広保	左同
3	浄水	6月7日	土	9:00	交流館	保見	1	補	松原 潤平	左同
4	朝日丘	6月4日	水	10:00	交流館	朝日丘	1	長	山中 浩司	左同
5	逢妻	6月5日	木	19:00	交流館	美山 宮口	2 駐	査長 査長	吉岡 結城 河合 淳朗	左同 左同
6	高橋	6月10日	火	19:00	交流館	高橋	1	査長	大野 友輔	左同
7	美里	6月8日	日	14:30	交流館	御立	2	長	永田 裕樹	左同
8	益富	6月1日	日	16:00	交流館	益富	1	査長	田中 亨	左同
9	豊南	6月4日	水	17:00	交流館	豊田	1	長	森田 光浩	左同
10	末野原	6月11日	水	18:00	交流館	末野原	2	査長	鹿島 賢一	左同
11	上郷	6月6日	金	18:30	交流館	上郷	3	長	有賀 裕倫	左同
12	竜神	6月11日	水	17:30	交流館	土橋	2	長	伊藤 洋介	左同
13	若林	6月27日	金	17:00	交流館	若林	3	長	岩田 徳久	左同
14	前林	6月13日	金	19:00	交流館	高岡	1	長	久枝 伸行	左同
15	若園	6月27日	金	13:30	交流館	若林	3	長	岩田 徳久	左同
16	猿投台	6月13日	金	18:00	交流館	猿投台	1	長	古田 勇太	左同
17	井郷	6月4日	水	15:00	交流館	猿投台	1	長	古田 勇太	左同
18	猿投	6月14日	土	13:00	交流館	加納	駐	査長	橋元 秀和	左同
19	保見	6月13日	金	18:30	交流館	保見 大畑	1 駐	補 補	松原 潤平 水野 茂人	左同 左同
20	石野	6月5日	木	19:00	交流館	広瀬	駐	補	中川 彰太	左同
21	松平	6月8日	日	18:00	交流館	王滝	駐	査長	泉 貴啓	左同
22	藤岡	6月11日	水	19:00	交流館	藤岡	2	査長	中満 洋尚	左同
23	藤岡南	6月5日	木	18:00	交流館	藤岡	2	査長	中満 洋尚	左同
24	小原	6月6日	金	18:00	支所	市場	駐	補	近藤 浩	左同
25	足助	6月3日	火	18:30	支所	東大島	足助署	補	大西 博文	資料配布のみ
26	下山	6月3日	火	14:00	交流館	大沼	足助署	長	伊藤 光弘	左同
27	旭	6月3日	火	14:00	交流館	榎本	足助署	長	近藤 真一	左同
28	稲武	6月10日	火	19:00	支所	夏焼	足助署	長	左右田 誠	左同

変更・その他連絡がありましたら、下記までご連絡願います。

豊田警察署 地域課 地域安全担当官 坂本 連絡先 0565(35)0110 内線295

足助警察署 地域課 地域安全担当官 佐藤 連絡先 0565(62)0110 内線294

令和7年 5月28日

区長様

一般社団法人 豊田市身障
会長 松本◇豊田市身障協会福祉事業回覧のお願い

皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は『一般社団法人 豊田市身障協会』に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私共身体障がい者を取りまく情勢は、激しい社会経済の変動の中にあつて年々厳しい状況におかされているのが実情でございます。

私たちは社会への完全参加と平等の実現並びに社会的地位の向上、障がい者福祉の一層の前進をめざして会員一致のもと積極的にとりくんでおります。活動資金援助には関係当局等の温かい支援を受けておりますが、まだまだ十分といえる活動費がございません。このような訳で活動費の捻出にあたって回覧事業による物品販売を実施しております。

この事業は各都道府県の障害者団体の活動資金確保のために活動する日本身体障害者団体連合会 収益事業所にて行っております。昨年(2024年)も市民の皆様にご多大なるご理解とご協力をいただきました事業収益金 金 272,855 円は当身障協会の運営資金として有難く活用させて頂いております。

区長様におかれましては、公私ともどもご多忙のところ誠に恐縮ですが、本年度も下記の要領にて実施させて頂く所存ですので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

記

1. パンフレットは、回覧だけで回収の必要はありません。(個人別の申込みです)
2. 年間3回の実施を予定しています。 6月・10月・2月
3. 担当が各区長様宅及び区事務所(一部地域自治区支所)へお伺いいたします。
4. 回覧につきましては各区長様のご判断で、ご都合の良い時期にお願い致します。

ご注意下さい!

「豊田市身障協会」以外からの福祉回覧依頼にはご注意下さい。
この回覧(豊田市)以外には当協会に収益は配分されておられません。

【事務局】 〒471-0062
豊田市西山町5丁目2番地6 サン・アビリティーズ豊田内
一般社団法人 豊田市身障協会 電話 31-2941

令和7年5月28日

自治区長 様

とよた市民福祉大学
学 長 安 田 明 弘
(社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 会長)
とよた市民福祉大学運営委員会
委 員 長 山 村 史 子

「とよた市民福祉大学（第10期）」について（報告）

平素は本会の事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、「とよた市民福祉大学（第10期）」の募集について、自治区内の周知にご協力いただき、誠にありがとうございました。

つきましては、受講者が決定いたしましたので、別紙のとおり人数を報告いたします。

ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1 事業名

とよた市民福祉大学（第10期）

2 受講決定者

コース名	受講決定者数
① 福祉入門コース	29名
② 家庭介護コース	45名

3 その他

第9期までの地区別の人数は、別紙をご参照ください。

4 連絡先

豊田市社会福祉協議会 共生推進課 担当：都築・駒田

〒471-0877 豊田市錦町1丁目1-1

電 話 (0565) 31-1294 (直通) F A X (0565) 33-2346

Eメール vc@toyota-shakyo.jp 休業日 日・月曜日及び祝日



2025年 法人化50周年

とよた市民福祉大学の報告

第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画における、基本目標2「地域福祉の担い手づくり」重点取組1「住民福祉教育の推進」の主な事業として「とよた市民福祉大学の推進」があり、その取組の一つとして実施。

福祉入門コースと家庭介護コースの2コースを開講し、本会が設置する地域福祉活動推進委員会におけるとよた市民福祉大学運営委員会が中心となって運営。

今年度、両コース終了により、529名が修了されました。

1 福祉入門コース（受講者・修了者数）

1期～6期 平成28年度～令和3年度

			受講者187名	修了者182名
7期	令和4年度	受講者	17名	修了者16名
8期	令和5年度	受講者	34名	修了者34名
9期	令和6年度	受講者	31名	修了者30名
10期	令和7年度	受講者（予定）	29名'	



合計 受講者269名 修了者262名

〈中学校区別修了者数〉

中学校	1～8期	9期	計	中学校	1～8期	9期	計
崇化館	21	3	24	若園	3	1	4
梅坪台	9	0	9	猿投台	6	2	8
浄水	12	0	12	井郷	6	1	7
朝日丘	12	3	15	猿投	9	3	12
逢妻	13	0	13	保見	9	0	9
高橋	8	3	11	石野	2	0	2
美里	15	2	17	松平	15	1	16
益富	13	0	13	藤岡	4	2	6
豊南	8	2	10	藤岡南	6	2	8
末野原	11	0	11	小原	1	0	1
上郷	6	2	8	足助	2	0	2
竜神	9	2	11	下山	2	0	2
高岡	9	0	9	旭	2	0	2
前林	15	1	16	稲武	4	0	4
				計	232	30	262

2 家庭介護コース（受講者・修了者数）

1期～6期 平成28年度～令和3年度 ※1期は開講準備

受講者157名 修了者150名

7期 令和 4年度 受講者 38名 修了者 36名
 8期 令和 5年度 受講者 40名 修了者 40名
 9期 令和 6年度 受講者 45名 修了者 41名
 10期 令和 7年度 受講者(予定) 45名



合計 受講者 280名 修了者 267名

〈中学校区別修了者数〉

中学校	2～8期	9期	計	中学校	2～8期	9期	計
崇化館	16	5	21	若園	7	0	7
梅坪台	4	2	6	猿投台	8	1	9
浄水	7	1	8	井郷	9	2	11
朝日丘	17	2	19	猿投	7	2	9
逢妻	13	0	13	保見	5	1	6
高橋	15	3	18	石野	2	0	2
美里	14	2	16	松平	7	1	8
益富	11	0	11	藤岡	2	3	5
豊南	10	3	13	藤岡南	7	1	8
末野原	11	7	18	小原	3	0	3
上郷	8	1	9	足助	7	1	8
竜神	12	2	14	下山	3	0	3
高岡	8	0	8	旭	3	1	4
前林	9	0	9	稲武	1	0	1
				計	226	41	267

3 修了者の動向 ※第9期修了者までの動向 (活動者の重複あり)			
活動内容	人数	活動内容	人数
民生委員児童委員	29	学校ボランティア	6
主任児童委員	4	ヘルスサポートリーダー	6
地域会議委員	10	高齢者・障がい者施設職員	9
地区コミュニティ会議福祉部会	19	ヘルパー	8
高齢者クラブ	4	その他福祉業務	5
地域ふれあいサロン・カフェ	17	病院ボランティア	3
子ども食堂・子ども支援	17	ガイドヘルパー	2
子どもの学習支援	29	市民後見人	10
お助け隊	5	その他、ボランティア活動	52
傾聴ボランティア	12	合計	247

※その他ボランティア活動：災害ボランティアコーディネーターなど
 ※アンケート回答者の60.4%が活動にかかわりを持たれている。

令和 7 年 5 月 28 日

豊田市区長会役員 様

市民部市民相談課
課長 伊藤 精

人権擁護委員候補者の推薦について（お願い）

日頃は、本市の人権啓発事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、人権擁護委員候補者の地元推薦につきまして、該当の地区区長会長様にお願ひし、推薦をいただいております。

つきましては、今年度も引き続き人権擁護委員候補者の推薦について、該当する地区区長会長様にご協力をいただきたくお願い申し上げます。

(問合せ)

市民相談課 伊藤精、伊藤俊

電話 34-6626

人権擁護委員について

1 人権擁護委員制度

人権擁護委員は、昭和24年6月1日施行の人権擁護委員法で、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため配置されました。そして、国民の基本的人権が侵されることのないように配慮し、これが侵された場合はその救済のため、すみやかに適切な処置をとることがその使命とされています。

- ・委 嘱：人格識見が高く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を、市長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱します。
委嘱発令日は4月1日、10月1日
- ・任 期 等：任期は3年（再任可）
給与の支給はありませんが、活動時間等に応じて国から実費弁償金、市から報償費を支払います。
- ・年齢要件：（新任候補者）68歳以下
（再任候補者）75歳未満
ただし、上限年齢を上回っても相当な事情があれば委嘱可能です。
- ・委員性格：民間人。民生委員など、他職との兼務も可能です。
- ・委員数：市内29人（中学校区毎に1人、足助地区のみ2人※小学校が多いため）

2 人権擁護委員の活動

①人権相談

* 委員が当番制で相談を受けます

名古屋法務局豊田支局	月、水、金 10～16時	6～7回/年 程度
名古屋法務局（名古屋市）	月～金 10～16時	1～2回/年 程度
市役所市民相談課	毎月第2・4火曜日 10～12時	1回/年 程度

※相談の中で人権侵害の申告を受けた場合は、法務局職員につないでいただきます。

②啓発活動

《人権教室（講座、ワークショップ）》

こども園や小中学校からの依頼を受け、出前講座（人権クイズ、DVD 視聴、紙芝居等）やワークショップを行います。

《人権作文コンテスト、人権作品コンクール》

作文や作品の応募依頼のための学校訪問や、応募された作文等の審査を行います。

（人権作文、ポスター、書道、標語）

③定例会への出席

毎月第1木曜の午前中に、名古屋法務局豊田支局で定例会が行われます。委員相互の情報交換や勉強会を行います。

④部会活動

こども人権委員会、研修部、啓発部等の部会のいずれかに所属し、各部会の方針に基づき啓発活動、研修、協議会の運営を行います。

⑤研修

人権擁護委員としての職務執行に必要な知識を習得すること等を目的とした各種研修があります。
(委嘱時研修、第一次研修、第二次研修等)。

3 人権擁護委員の委嘱までの流れ

- ① 市民相談課で、任期満了を迎える委員に継続意思の確認をします。
- ② 地区区長会長に退任か継続かをお知らせします。
- ③ **退任の場合は新しい委員候補者の方の推薦書を、継続の場合は現委員の方の推薦書を地区区長会長名でご提出をお願いします。**
- ④ 市民相談課で、新しい委員候補の方、継続委員の方から承諾書を提出していただきます。
- ⑤ 市議会で同意を得ます。
- ⑥ 市民相談課から法務局へ推薦書を提出します。
- ⑦ 法務大臣から委嘱します。

～スケジュールの目安～

(4月就任)

	5月	6月～	8月	9月	12月～
区		人選	推薦		
市	区長会長へ依頼		推薦書受理	議案提出	12月議会・国に推薦

(10月就任)

	11月	12月～	2月	3月	6月～
区		人選	推薦		
市	区長会長へ依頼		推薦書受理	議案提出	6月議会・国に推薦

4 依頼事項

《令和8年3月末で任期満了を迎える委員》 ※就任は令和8年4月1日

藤岡地区の人権擁護委員に継続意思の確認をした結果、

現委員が継続していただくことになりましたので、**令和7年6月末までに推薦書の提出をお願いします。**

《令和8年9月末で任期満了を迎える委員》 ※就任は令和8年10月1日

梅坪台、保見、猿投地区の人権擁護委員に継続意思の確認をし、11月頃に地区区長会長へご連絡します。

※現委員が継続される場合、**令和7年12月末までに推薦書の提出をお願いします。**

※現委員が退任される場合、**令和8年2月末までに候補者を選任いただき、推薦書の提出をお願いします。**

6月区長便

令和7年6月10日

自治区長様

豊田市交通安全市民会議
会長 高村伸一

愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等の推薦について（依頼）

平素は、交通安全活動の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、愛知県交通安全推進協議会及び豊田市交通安全市民会議では、日頃地域の交通事故防止に多大な貢献をされている個人や団体に対し、表彰を行っております。つきましては、下記により候補者を御推薦いただきますようお願いいたします。

記

- 1 表彰名
 - ・愛知県交通安全推進協議会会長感謝状
 - ・豊田市交通安全グリーン功労章
- 2 対象者 別紙「推薦の基準について」を参照してください。
- 3 推薦方法 別紙、推薦書を**地区区長会長**へ提出してください。
(様式の地区名・地区区長会長名は記入しないでください。)
- 4 推薦期限 **地区区長会長が定めた日まで**
※参考 地区区長会長は各地区の分を取りまとめ、**1名・1団体を選定のうえ、8月27日(水)までに市民会議事務局へ提出すること**になっています。
- 5 選考結果 それぞれの推薦基準と要領に照らし、決定します。
選考結果は、県の結果通知が届き次第(12月下旬頃)本人及び推薦者へ通知します。
- 6 表彰式 それぞれ次のように予定しています。
 - ・愛知県交通安全推進協議会表彰式
…令和8年1月21日(水) 交通安全県民大会
 - ・豊田市交通安全グリーン功労章表彰式
…令和8年1月31日(土) 交通安全市民大会
- 7 問合せ先 豊田市交通安全市民会議事務局(豊田市役所交通安全防犯課内)
担当: 清水、高橋
電話: 0565-34-6633 FAX: 0565-32-3794

推薦の基準について

愛知県交通安全推進協議会会長感謝状推薦基準

1 民間街頭活動協力者（顕彰候補）

愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体に所属する者以外の者であって、令和6年中、**本来の職務**（※1）によらないで、地域において他に率先して積極的に街頭活動を行い、人格及び公共奉仕の精神に優れていると認められ、過去10年以内に交通安全事業に関し、知事又はこれに準ずる者から表彰（感謝状を含む）を受けたことのない者で以下のいずれかの要件に該当する者

- (1) 園児、児童及び生徒の通学（園）時の交通安全指導、誘導
- (2) 街頭交通指導又は交通立番
- (3) 街頭交通安全広報又は交通安全啓発活動
- (4) その他街頭における交通安全のための活動
(例) 自転車の街頭点検・交通教室・交通訓練・道路パトロールなど

2 優良交通安全団体（顕彰候補）

愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体以外の団体であって、豊田市内におけるボランティア団体、地域組織及び事業所等の各種団体や組織で、以下の全ての要件に該当する団体

ただし、国及び地方公共団体の機関（市町村、県事務所等）は除く。

- (1) 交通安全県民運動等に積極的に参加し、地域の交通安全活動に貢献したこと
- (2) 団体の構成員の中に、少なくとも過去1年以内、自らが第一当事者となった交通死亡事故又は多数の負傷者を出すなどの重大事故を引き起こした者がいないこと
- (3) 過去10年以内に交通安全事業に関し、知事又はこれに準ずる者から表彰（感謝状を含む）を受けていないこと

豊田市交通安全グリーン功労章要領

1 趣旨

交通事故の撲滅を目的として、地域や職域における交通安全活動の功績を顕彰するとともに、将来における自主的及び積極的な交通安全活動の伸長を図る。

2 表彰対象

表彰対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。ただし、その活動が個人**本来の職務**（※1）であるもの、又は過去5年間にこの表彰を受けたものを除く。

- (1) 豊田市交通安全市民会議（以下「市民会議」という。）が実施する交通安全事業の推進に対し、多大な貢献をしたもの。
- (2) 地域、職域等において、交通安全事業を活発に展開し、その功績が顕著なもの。
- (3) その他交通安全に関し功績が顕著であると会長が認めたもの。

3 受章資格

豊田市内に在住、在勤若しくは在学する個人、又は豊田市で活動をする団体。

4 表彰

表彰は、市民会議会長が行う。

5 選考方法

被表彰者の選考は、推薦書類に基づき、市民会議企画部会が行う。

6 推薦

- (1) 被表彰候補者を推薦しようとする推薦者は、市民会議会長が必要と認める推薦書類を、所定の期日までに、市民会議事務局へ提出しなければならない。
- (2) 推薦者は、市民会議加盟団体の長及び自治区長とする。

7 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

※1「本来の職務」とは、職業（生活手段）としての交通安全活動を指し、推薦の対象にはなりません。報酬を受けないボランティア活動や一定の報酬があっても、職業ではない場合は、推薦の対象となります。

【対象外の例】豊田市交通指導員、市職員、警察、学校及び教師など

【留意事項】

- 1 地域において他に率先して交通安全推進のための活動を**5年以上**行っている個人又は団体を推薦してください。合併地区にあっては、合併前の年数も通算可。
- 2 **本人の承諾を得て**推薦してください。
- 3 推薦された候補者は、県及び市の表彰候補となりますが、推薦限度人数などの関係により県への推薦ができない場合があります。特に**団体推薦については、県の推薦基準「2優良交通安全団体」をよくお読みください。**

提出用

(県交推協・市民会議表彰)

交通安全功労者推薦書

令和7年 月 日

豊田市交通安全市民会議会長 様

地区名	地区
地区区長会長名	

次の者(団体)を交通安全功労者(団体)として推薦します。

推薦者	自治区名	
	区長名	

1	住所 (団体の場合は連絡先)	〒 (電話 -)
2	氏名 (団体の場合はその名称)	(ふりがな) (生年月日(団体の場合は発足年月日) 大・昭・平 年 月 日) ※賞状作成のため、住民基本台帳の閲覧をさせていただきます。
3	職業 (団体の場合は代表者名)	ふりがな(代表者の場合) (生年月日(代表者の場合) 大・昭・平 年 月 日)
4	推薦理由 功績	活動開始年 年から 団体規模(団体のみ) 人
5	表彰歴	

- * 表彰歴は交通安全活動に関して受けた過去の表彰や感謝状について、いつ・誰から受けたか記入してください。(わかる範囲で結構です。)
- * 賞状作成の名前確認のため、住民基本台帳の閲覧をさせていただきます。
- * **推薦書の流れ** 自治区長 → 地区区長会長 → 交通安全防犯課
- * 地区区長会長は令和7年8月27日(水)までに豊田市交通安全市民会議事務局(交通安全防犯課内)へ提出してください。
【問合せ先】 豊田市役所交通安全防犯課 担当:清水、高橋 Tel 34-6633

※「愛知県交通安全推進協議会長感謝状」及び「豊田市交通安全グリーン功労章」の推薦書を兼ねています

(県交推協・市民会議表彰)

記入例

交通安全功労者推薦書

令和7年 ○月 ○日

豊田市交通安全市民会議会長 様

地区区長会長が署名
をしてください

手書き・パソコン入力
どちらでも結構です。

次の者(団体
として推薦しま

地区名	地区
地区区長会長名	

推薦者	自治区名	○ ○ 町
	区長名	○ ○ ○ ○

1	住所 (団体の場合は 連絡先)	〒○○○-○○○○ 豊田市○○町○○番地 (電話 ○○-○○○○)
2	氏名 (団体の場合は その名称)	(ふりがな) ころも いっぺい 挙母 一平 (生年月日(団体の場合は発足年月日) 大・昭・平 年 月 日) ※賞状作成のため、住民基本台帳の閲覧をさせていただきます。
3	職業 (団体の場合は 代表者名)	農業
4	推薦理由 功績	活動開始年 平成10年から 団体規模(団体のみ) 人 1 ○○年にわたり、○○交差点に毎朝1時間立番し、児童・生徒の交通安全指導を行った。 2 ○○年にわたり、○○町△△交差点で通勤時間帯に朝夕立番し、一般通行者の交通安全指導を行った。 3 交通安全市民運動期間中、街頭に立ち、積極的な啓発活動に努めた。 これらの活動を通じて、地域全体の交通安全思想の高揚を図り、交通事故防止に尽くした功績は極めて大きい。
5	表彰歴	無し

* 表彰歴は交通安全活動に関して受けた過去の表彰や感謝状について、いつ・誰から受けたか記入してください。(わかる範囲で結構です。)

* 賞状作成の名前確認のため、住民基本台帳の閲覧をさせていただきます。

* 推薦書の流れ 自治区長 → 地区区長会長 → 交通安全防犯課

* 地区区長会長は令和7年8月27日(水)までに豊田市交通安全市民会議事務局(交通安全防犯課内)へ提出してください。

【問合せ先】 豊田市役所交通安全防犯課 担当：清水、高橋 Tel 34-6633